

資産運用委員会規程

（委員会の設置）

第1条 全環境企業年金基金（以下「基金」という。）は、この基金の年金資産の効率的運用を図るため、代議員会の承認を得て資産運用委員会（以下単に「委員会」という。）を設置する。

（委員会の目的）

第2条 委員会は、この基金の資産運用全般に関し審議を行い、理事長及び理事会への諮問並びに運用執行理事の業務の円滑化のための助言を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、7人とし、互選理事、選定理事及び資産運用の専門家等から理事長が選定する。

（委員長）

第4条 委員長は理事長とし、委員会を統括して議長として議事を進行する。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中に委員が変更となった場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の役割）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その概要及び結果については代議員会に報告するものとする。

- (1) 運用の基本方針に関する事項
- (2) 運用ガイドライン及び政策的資産構成割合に関する事項
- (3) 運用受託機関等の選定・評価に関する事項
- (4) その他資産運用に関する事項

（委員会の開催）

第7条 委員会は、原則として年4回、四半期ごとに開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は随時開催する。

（委員会への出席の制限）

第8条 委員会において運用機関の選任・評価を行う場合で、資産運用の専門家として受託機関の関係者が委員に選任されているときは、当該委員がそうした選定・評価を行う

ことは利益相反となる可能性があるため、委員会への出席を制限することがある。

(会議録)

第 9 条 委員会の議事については、その経過及び結果を記載した会議録を作成する。

(委員会事務局)

第 10 条 委員会の事務局は、基金事務局に設置するものとし、会議録の作成、保管及び委員への連絡等は事務局において行うものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が決定する。

附 則

この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。